

## 1. 議事日程

[令和5年第2回安芸高田市議会 6月定例会第18日目]

令和5年6月29日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	議案第54号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例
日程第3	議案第60号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第61号 安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第56号 安芸高田市不法投棄防止条例
日程第6	議案第57号 安芸高田市高宮ショッピングセンター施設パストラル設置及び管理条例
日程第7	議案第58号 安芸高田市高宮青空市湯の森店設置及び管理条例を廃止する条例
日程第8	議案第59号 安芸高田市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第9	発議第2号 会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書について
日程第10	発議第3号 少人数学級、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引き上げに係る意見書について
日程第11	発議第4号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について
追加日程第1	発議第6号 石丸伸二市長に対する不信任決議について
日程第12	発議第5号 石丸伸二市長に対する問責決議について
日程第13	議員派遣の件について
日程第14	閉会中の継続調査の件について

## 2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	南澤克彦	2番	田邊介三
3番	山本数博	4番	武岡隆文
5番	新田和明	6番	芦田宏治
7番	山根温子	8番	先川和幸
9番	石飛慶久	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	金行哲昭
15番	児玉史則	16番	大下正幸

## 3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

11番 熊高昌三 12番 宮戸邦夫

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

市長	石丸伸二	副市長	米村公男
教育長	永井初男	危機管理監	松崎博幸
総務部長	高藤誠	企画部長	高下正晴
市民部長	内藤道也	福祉保健部長兼福祉事務所長	中村慎吾
産業部長	森岡雅昭	建設部長	河野恵子
教育次長	柳川知昭	教育参事	和田治子
総務課長	新谷洋子	財政課長	沖田伸二
政策企画課長	佐々木満朗		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（5名）

事務局長	毛利幹夫	事務局次長	藤井伸樹
総務係長	日野貴恵	主任主事	山口涉
主事	實村峻		

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開議

○大下議長 定刻になりました。ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。  
毛利事務局長。

○毛利議会事務局長 諸般の報告をいたします。

第1点、市長より、3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について、1件の報告がありました。

第2点、監査委員より、令和5年5月分の例月出納検査の報告がありました。

第3点、議員派遣結果について報告いたします。

それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

○大下議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

続いて、本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

山本優議会運営委員長。

○山本優議会運営委員長 本日の会議の運営につきまして、去る6月28日、議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので、報告いたします。

追加案件となる発議第2号、第3号、第4号、第5号の4件は、提案理由説明の後、委員会付託を省略し、質疑・討論・採決を行うことといたしました。

また、議員派遣の件については、地域懇談会に関わる議員派遣について採決を行うことといたしました。

以上、報告を終わります。

○大下議長 以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○大下議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、11番 熊高議員、及び12番 宮戸議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第54号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第60号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第61号 安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

○大下議長 日程第2、議案第54号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」

の件から日程第4、議案第61号「安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件まで、3件を一括して議題といたします。

本案3件は総務文教常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

芦田総務文教常任委員長。

○芦田総務文教常任委員長

令和5年6月12日付で本委員会に付託されました議案について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった議案につきまして、6月23日に総務文教常任委員会を開き、市長、教育長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第54号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」について、1点目は、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、農地中間管理事業が発足し、農地保有合理化事業が廃止されたため、農地保有合理化事業手数料の項目を削除するもの。

2点目は、宅地造成規制法が宅地造成及び特定盛土等規制法に改正されることに伴い、その事務の一部が広島県から市町に移譲されることとなったため、この許可等に要する手数料を条例改正で定めるものです。

審査の過程において、委員より、「宅地造成及び特定盛土等規制法において、資料に許可の対象が記載されているが、基準となる高さの数値の横に括弧書きで別の数値が記載されている。どう解釈すればよいか。」との質疑があり、執行部より、「面積や条件によっては、基準の数値が変わってくる。条件が複雑なため、詳細について資料に記載するのは適当ではないと思い、括弧書きで表現した。」との答弁がありました。

次に、議案第60号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」は、対象火気省令に規定されている緊急充電設備の規格が明確化されたこと、また、喫煙所等に設置する標識について、他の法令との重複を解消するため、所要の改正を行うものとの説明がありました。

次に、議案第61号「安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」について、1点目は指定管理の場合に読みかえる字句と対象条文を整理するもの。

2点目は、高宮田園パラツツオリハーサル室のカラオケ機器更新に伴い、使用料を1時間700円から1,500円に改正するものです。

審査の過程において、委員より、「高宮田園パラツツオリハーサル室の利用状況は。また、カラオケ利用とそれ以外の比率は。」との質疑があり、執行部より、「2020年までの過去5年間の平均で示すと、年間利用件数が52件、利用人数が416人、また、平均的な利用時間・人数だが、1回当たりが4時間、利用人数は8人である。比率については、ほぼ全てがカラオケの利用である。」との答弁がありました。

以上の3議案について慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決するべきであると決しました。

以上、報告いたします。

○大下議長 これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑がありましたら、お願ひいたします。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第54号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」の件から議案第61号「安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件まで、3件を一括して起立により採決いたします。

本案3件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案3件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○大下議長 起立多数であります。よって、本案3件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第56号 安芸高田市不法投棄防止条例

日程第6 議案第57号 安芸高田市高宮ショッピングセンター施設パストラル設置及び管理条例

日程第7 議案第58号 安芸高田市高宮青空市湯の森店設置及び管理条例を廃止する条例

日程第8 議案第59号 安芸高田市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

○大下議長 日程第5、議案第56号「安芸高田市不法投棄防止条例」の件から日程第8、議案第59号「安芸高田市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例」までの件を一括して、4件を議題といたします。

本案4件は産業厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

山根産業厚生常任委員長。

○山根産業厚生常任委員長 産業厚生常任委員会委員長から委員長報告を行います。

令和5年6月12日付で本委員会に付託されました議案について、審査の結果を次のとおり報告をいたします。

付託のあった議案につきまして、6月26日に産業厚生常任委員会を開き、市長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第56号「安芸高田市不法投棄防止条例」は、不法投棄防止対策に關し、土地所有者、地域住民及び市が連携協力して、廃棄物の不法投棄を未然に防止し、清潔で美しいまちづくりを推進することを目的として、

条例を制定すると説明がありました。

審査の結果において、委員より、「情報提供者への報奨金を1万円としているが、他市の状況を伺う。」との質疑があり、執行部より、「県内では類似の条例はなく、安芸高田市が初めてとなる。全国的には二十数団体あるが、報奨金制度を規定する自治体の多くは、報奨金を1万円としている。」との答弁がありました。

また、委員より、「本市における不法投棄の現状を伺う。」との質疑があり、執行部より、「回収量は2022年度の3.6トンが平均的な数字である。」との答弁がありました。

さらに、委員より、「不法投棄の件数と、私有地に不法投棄された場合について伺う。」との質疑があり、執行部より、「件数の把握はしていないが、以前から減ってはいない状況があるのは間違いないので、今回の条例制定をしている。また、土地の所有者の責任として、土地の安全な状態を確保する民法上の義務がある。」との答弁がありました。

続いて、委員より、「不法投棄禁止といった立て看板といったものは、土地の所有者がつくるのか伺う。」との質疑があり、執行部より、「基本的には所有者がつくるが、場合によっては、市が作成することもある。」との答弁がありました。

次に、議案第57号「安芸高田市高宮ショッピングセンター施設パストラル設置及び管理条例」は、安芸高田市高宮ショッピングセンター施設パストラルの設置及び管理条例を制定するものとの説明がありました。

審査の過程において、委員より、「1平米当たり2,140円以内の月額使用料を定めているが、不動産鑑定評価や土地の価格、建物の価値などを判断して値段を出す必要があると思うが、どのように考えているか。」との質疑があり、執行部より、「今後、金額を上げていく段階になれば、不動産鑑定評価等を行う必要がある。」と考えるとの答弁がありました。

次に、議案第58号「安芸高田市高宮青空市湯の森店設置及び管理条例を廃止する条例」は、安芸高田市高宮青空市湯の森店の休業に伴い、設置及び管理条例を廃止するものとの説明がありました。

審査の過程において、委員より、「屋外トイレについて、今後、普通財産になるが、他の形で展開する考えはあるか。」との質疑があり、執行部より、「高宮湯の森でも管理ができないため、現在は使用不可としている。譲渡者が運営するのであれば、使用できる施設になる。」との答弁がありました。

次に、議案第59号「安芸高田市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、駐車場使用者のニーズに応じた適切な対応ができるよう、使用区分や用語等、所要の改正を行うものとの説明がありました。

以上の4議案について慎重に審査し、採決した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○大 下 議 長

これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第56号「安芸高田市不法投棄防止条例」の件から議案第59号「安芸高田市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの4件を一括して起立により採決いたします。

本案4件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案4件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○大下議長 起立多数であります。よって、本案4件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 発議第2号 会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書について

○大下議長 日程第9、発議第2号「会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

芦田総務文教常任委員長。

発議第2号「会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書について」、提案理由の説明をいたします。

本定例会会期中の総務文教常任委員会における陳情の審査案件について、6月23日に委員会を開き、審査した結果、採択いたしました。

自治体で働く会計年度任用職員は、2020年総務省調査によると、全国で62万2,000人とされ、常勤職員と同様に、地方行政の重要な担い手となっている。

法改正により、一定程度改善したものの、依然として常勤職員との均等・均衡、いわゆる同一労働同一賃金の観点からは程遠い状況にあります。

良質で安定した行政サービスの維持向上のために、会計年度任用職員の処遇改善促進に向け、必要な財源の確保・雇用安定を図るため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入を求める意見書を内閣総理大臣のほか、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官に対して提出するものです。

何とぞ議員の皆様のご理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○大下議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより発議第2号「会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書について」の件を、起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○大下議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 発議第3号 少人数学級教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引き上げに係る意見書について

○大下議長 日程第10、発議第3号「少人数学級教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引き上げに係る意見書について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

芦田総務文教常任委員長。

○芦田総務文教常任委員長 発議第3号「少人数学級教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引き上げに係る意見書について」、提案理由の説明をいたします。

本定例会会期中の総務文教常任委員会における陳情の審査案件について、6月23日に委員会を開き、審査した結果、採択いたしました。

学校の働き方改革の推進は、教職員の心身の健康を守ることとともに、子どもたちへの豊かな学びを保障することにつながります。

しかし、教職員定数改善や業務削減が伴わなければ、働き方改革につながらず、計画的な教職員定数改善の推進が必要となっております。

義務教育費国庫負担制度については、三位一体の改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、自治体間の教育格差が生じることは、大きな問題があります。

よって、子どもたちへの豊かな学び、一定水準の教育を受けられることを保障するための条件整備として、中学校・高等学校での35人学級を早期に実施し、少人数学級について検討すること。計画的な教職員定数改善を推進すること。学級編成基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減を行わないこと。教育の機会均等と水準の維持向上を図るために、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げることを求める意見書を内閣総理大臣のほか、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣に対して提出するものです。

何とぞ議員の皆様のご理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

- 大下議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)
- 大下議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)
- 大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより発議第3号「少人数学級教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引き上げに係る意見書について」の件を、起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 大下議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
~~~~~○~~~~~
- 日程第11 発議第4号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について
- 大下議長 日程第11、発議4号「森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
山根産業厚生常任委員長。
- 山根産業厚生常任委員長 発議第4号「森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について」、提案理由の説明をいたします。  
本定例会会期中の産業厚生常任委員会における陳情の審査案件について、6月26日に委員会を開き、審査した結果、採択をいたしました。  
森林環境譲与税は、温室効果ガスの排出削減や災害防止等を目的とし、令和元年度より国から自治体へ譲与をされております。  
この森林環境譲与税の譲与割合は、50%を私有林・人工林面積、20%を林業就業者数、及び30%を人口による基準で算定をされており、人口の多い都市圏に対する配分が多く、広い森林面積を有するが、人口急減を課題とする山間地域の自治体への配分が少ない現状です。  
森林整備をより効果的に推進するため、森林の多い山間地域に対し、より多くの譲与がなされるよう、譲与基準の見直しを求める意見書を内閣総理大臣のほか、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、衆参議員両議長に対して提出するものです。  
何とぞ委員の皆様のご理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。
- 大下議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)
- 大下議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより発議第4号「森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について」の件を、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○大下議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
日程第12…。

(動議の声あり)

(「賛成」の声あり)

○大下議長 動議の内容をお願いいたします。

○熊高議員 動議の内容は、石丸伸二市長への不信任決議の発議です。

○大下議長 ただいま、熊高議員から、石丸伸二市長に対する不信任決議についての動議が提出されました。

この動議は所定の賛成者がありますので、成立いたしました。

熊高議員へ申し上げます。会議規則第14条の規定により、議案の提出は、その案を添え、所定の提出者・賛成者が連署して、議長に提出しなければならないことになっておりますので、これより提出をお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時31分 休憩

午前10時33分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下議長 休憩を閉じて、再開いたします。

動議の取扱いにつきまして、議会運営委員会を開きまして、協議したいと思います。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時35分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

先ほど、熊高議員より動議の申入れがあり、成立したことから、議会運営委員会を開催していただきました。その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

山本議会運営委員長。

○山本優議会運営委員長 先ほどの熊高議員からの動議につきまして、議会運営委員会で協議しましたので、報告いたします。

この動議を日程に追加し、追加日程1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにしました。

追加案件となる発議第6号は、提案理由説明の後、委員会付託を省略し、質疑・討論・採決を行うことといたしました。

以上、報告を終わります。

○大 下 議 長

以上で報告を終わります。  
お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長

異議なしと認めます。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 石丸伸二市長に対する不信任決議について

○大 下 議 長

追加日程第1「石丸伸二市長に対する不信任決議について」の動議を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

11番 熊高議員。

○熊 高 議 員

発議第6号「石丸伸二市長に対する不信任決議について」、上記の議案を提出する。令和5年6月29日、提出者、安芸高田市議会議員熊高昌三。賛成者、安芸高田市議会議員秋田雅朝。

提案理由を申し上げます。

現在、議会と市長との確執により、行政が停滞していると考えております。その市政を正常なものに回復するため、市長の不信任決議を提案をいたします。

安芸高田市政において、石丸伸二市長と議会の構は、一向に収まる気配がありません。議会は石丸市長の手法に問題があり、全員協議会さえ開催されず、情報の共有もなされず、政策の協議さえもできておりません。

市長は議会や議員の行動言動に問題があり、自治法や会議規則を守った議会運営をすべきと指摘を行ってきております。

2人目の副市長不承認の件に始まり、直近では、株式会社良品計画の誘致事業予算も否決となりました。

これまで、議会も市長も、それぞれに問題を抱えていると見ております。その状況に、市民は、市民を置き去りにした姿勢に、半ば諦めと憤りに近いものが渦巻いております。

この際、市長と議会との対立抗争を両者の均衡と調和が取れる状況に回復する必要があります。

議会は市長に対し、不信任決議権行使し、市長不信任案が議決されれば、市長は議会の解散権行使し、市議会議員選挙を行う。その新たな市議会議員により、市長を信任するか、あるいは不信任とするかの判断が可能となります。

その結果、再度不信任となると、市長は失職し、市長選挙が行われる

ことになります。

市長は議会解散権を行使し、議会と市長の対立の解消は、この二つの選挙を通して、市民の公正な判断に基づく選挙に委ねることが最善と考えております。

その第一歩である市長の不信任決議を行うことで、正常な市政運営を図るものであります。

以上、決議する。令和5年6月29日、安芸高田市議会。

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

3番 山本議員。

休憩をお願いしたいんですが。動議か。

暫時休憩でいいですか。

動議、お願ひします。

資料はないんですか、何も。今の提案された資料は、なしでやるんでしょうか。

○大 下 議 長 暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時07分 休憩

午前11時12分 再開

~~~~~○~~~~~

○大 下 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

2番 田邊議員。

2番、田邊です。1点、お聞きします。

提案理由の中で、市長選と市議会議員選挙で市民に問うということをおっしゃっておられました。このことは、非常に理解できる部分ではあるんですけども、とはいって、選挙というものですので、新たな立候補者がいなく、今、この議場におられる市議会議員の方、市長の立候補のみということになれば、市民に問うというところの選択肢がないということもあり得ると思うんですけども、その辺りについてどのようにお考えかお聞かせください。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

熊高議員。

今、ここでそれを申し上げるのが適切かどうかは分かりませんが、あくまでも市政を中心的に担うのは市民でありますので、こういった状況を市民が関心を持って政治に参画する、そういう状況にすべきだと思います。

そのためにも、我々議員も含めて、市政の状況を伝えながら、新しい市議会のなり手というものを探していく、あるいは、市民の中でそういった動きをつくってもらう、これは当然のことだと思っておりますので、私はそれほど心配をしておりません。

- 大下議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
(質疑なし)
- 大下議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論あり)
- 大下議長 討論がありますので、まず、本案に対する反対討論の発言を許します。  
(討論なし)
- 大下議長 反対討論なしと認めます。  
次に、本案に対する賛成討論があれば、お願ひいたします。  
13番 秋田議員。
- 秋田議員 賛成者としての立場から、賛成討論のほうをさせていただきたいと思います。  
まず、提案理由につきましては、熊高議員のほうから、るるございました。とりわけ目についたところは、一番は今、市長と議会の関係の中で行政が停滞しているのではないか、あるいは、これを不信任議決することによって、市政を改善するためであると。  
で、何よりも、もう今、市長と議会は3年目になるんですかね。市長と議会の溝は深まるばかりではないかという判断がございました。  
それから、何よりも、具体例も挙げられましたけども、副市長人事から始まって、良品計画ということで、それは、るる、今、説明ございましたが、何よりも市民を置き去りにした市政となっているというところを、提案者熊高議員は懸念されております。  
で、これを、不信任議決を行うことによって、こういったところの回復を求めるというふうに提案されたと思います。  
で、私も不信任議決については、市長と議会において、政策等で対立が生じ、調和を保つことができなくなった場合の解決方法で、当該対立を選挙による住民の判断に委ねるものであるということと、それから、この不信任議決の意義としては、先ほどございましたけども、議会に、長に対する不信任議決により、長を失職させる権限を与えるということと、長に対しても、議会を解散する権限を与え、議会と長のどちらかの判断が正しいかどうかを、住民の判断である選挙によって決めることを言いますというふうに書いてございます。
- 市民に問うということで、先ほど質疑がございましたけども、市民に問うという選択肢がないのではないかということがあったと思いますが、私は、一番はやっぱり、市民はこうした状況の中で、いろんな話はされていると思いますが、本当の状況を判断するときに、そうした場がないのではないかというふうに思います。
- となると、やはり一番は、市長も議会も市民から選ばれた身分、立場でございます。こうしたところを再度、市民に問うて、正常な市政運営、

どこまでが正常でどこまでが正常じゃないのかというと、なかなか難しいかも分かりませんが、市民にとったら、議会と市長が両輪のごとく進んでいかれるのを望んでいられると思いますので、そうしたことを踏まえると、一旦こうした不信任議決によって、再度、正常な議会運営、市政運営に戻ることを期待しながらということで、賛成討論にさせていただきます。

○大下議長 ほかに賛成討論はありませんか。

(討論なし)

○大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより追加日程第1「石丸伸二市長に対する不信任決議について」の動議を、起立により採決いたします。

市長不信任の表決については、地方自治法第178条の規定により、議員数3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を必要といたします。出席議員は16名であり、議員数の3分の2以上です。また、その4分の3は12名でございます。

本動議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立少数]

○大下議長 ただいまの起立者は2名であり、所定数に達しておりません。よって、石丸伸二市長に対する不信任決議についての動議は否決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第12 発議第5号 石丸伸二市長に対する問責決議について

○大下議長 日程第12、発議第5号「石丸伸二市長に対する問責決議について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

3番 山本数博議員。

発議第5号「石丸伸二市長に対する問責決議について」、提案理由の説明をさせていただきます。

この度の良品計画の企業誘致に係る石丸市長の行政執行に当たり、地方自治法に規定されている議会と執行部の役割をないがしろにした行政運営がなされたことに伴い、市長としての責任を問うため、決議案を提出するものであります。よろしくお願いいいたします。

○大下議長 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

2番 田邊議員。

2番、田邊です。数点、お聞きしたいんですけども、提案理由の、まず、2行目ですね。149条に規定されている正規の行政手続をないがしろにした市政運営とありますが、149条には1から9項目ありますが、いずれの項を指しているのか教えていただきたいです。

そして、9行目、これらの行為は地方自治法に照らして、議会を軽視した手続と言わざるを得ないとありますが、これが地方自治法の何条のどの条文に照らして議会軽視しているとおっしゃっているのか、そこを示

していただきたいです。

次に、先ほどの文の、これらの行為とは、工事費を補正予算で承認求めたことと、議会に全容の説明がないことを指していると理解してもよろしいのか教えてください。

続いて、16行目、議会に責任をなすりつけるとあるが、疑義があるのであれば、本会議で質疑ができたと思います。それを行わなかつたのは、職責を放棄しているというお考えはないか。市長の責任という言葉を使われてるんですけれども、議会には全く責任がないと考えておられるのかお聞きします。

また、19行目の、正常な市政運営とは、どのようなものであるのかという点で、この問責決議に対して、正規の行政手続をないがしろにしたとあるんですけれども、これは、いわゆる法令違反と捉えておられるのか、法令には違反していないが道義的な問題であると捉えておられるのかお聞かせください。

○大下議長 答弁を求めます。

山本議員。

○山本数博議員 あんまり、えっと言われたんで、何を言われたか分からんようになつたんですが。

まず、第一に、149条の何項に当たるんかいいう話だったと思います。149条第1項1号に該当すると思います。

で、16行、どこだったかな。9だったですかね、地方自治法に照らして、議会を軽視した手続と言わざるを得ないというのは、地方自治法のどこにどう該当するんかいいう質問だったと思いますが、まず、149条の1項1号に、地方公共団体の議会の議決を得るべき事件につき、その議案を提出すること。市長の執務で、まずその149条で、ここにも書いとりますけど、企業誘致が、市にとって政策的な事業なんですよ。この一大事業を、議会へ説明をした上に、予算の提案をして、議会の承認を得て執行すべきじやいうふうに考えとる。それを書いたのが、149条第1項1号ですね。で、それをやるためにには、どこで議決を得るんかいいうところになりますけど、101条に議会開会の手続いうのがあるんですね。定例会または臨時会。

この定例会なり臨時会で、事件の全容を議会へかけて、議案として議会へかけて説明した上に、予算の議決を求めていくと、こういうふうに書いてあるんですけど、定例会も臨時会もされませんでした。何がなされたか言うたら、179条、専決処分でやられました。

この一大事業を、説明もない中で専決処分によって、もう執行されとった。誘致事業をもう始められとった。これらは、今、言うた149条の第1項の手續から書いてある事からですね、定例会・臨時会を開いて、議会へ説明するいうことも、されるように書いてあるんですけど、これらが軽視されるとということを言いたいのであります。

で、正常な運営ということを言わされましたよね。正常な運営というの

は、149条の第1項1号をちゃんと守って、で、議会にかけるべきところは、101条の定例会なり臨時会を開いて、その手続をしていくと。そういうことをやるべきじゃということを、正常な運営という表現にさせてもらおうております。

次に言われた行政手続、法令がどうのこうの言わされましたですね。ちょっととあこらが記憶にないんですけど。

○大下議長

一旦、答弁を終わります。

質疑をお願いいたします。

だから、一遍に言われたので、山本議員も覚えておられないでの。

田邊議員。

3回しか本会議で質疑ができませんので。

○田邊議員

それは回数には入れませんので。

○大下議長

すみません、ちょっと一遍に言わせていただきました。

○田邊議員

2行目の149条等を、先ほど、これらの行為は、でも、101条、179条といろんな条例の名前が挙がってきました。

今回のこの行為が、いわゆる法令違反だから問責決議を出すということと、法令違反という認識なのか、そもそもは法令違反ではないが、道義的に問題があるというふうに判断されているのか、そこを教えていただきたいです。

○大下議長

答弁をお願いします。

山本議員。

○山本数博議員

法令違反か法令違反でないか言うたら、裁判官じゃないけ、よう分かりませんけど、まず、読んだ限り、法令には反しとると思いますよ。

179条第1項、179条の専決処分ですね。専決処分は明らかに時間が取れんときと。議会を開く、通称、議会を開くいとまがないとき言うんですが、これは市長が判断するようになりますけど、明らかに議会を開く時間がなかった。これ、証明してもらえばいいんですけど、聞いた限りじや、全く時間、十分あるじゃないかと。そういう判断だったんですね。勝手にしなさんなよと。

要するに、法令違反いうのは、そこの専決処分と149条、で、101条。定例会・臨時会を開いてかけなさいよって書いてある。

これらが十分できる時間があったのに、定例会はちょっと大変だったかも分かりませんね。臨時会を開く、これは十分、時間はあったのに、なぜ臨時会を開かずに、この一大事業を、もう執行されるとという。こらが、私は法令違反じやいうふうに思いますよ。

以上です。

○大下議長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

田邊議員。

○田邊議員

法令違反だという認識であるというお答えでした。であるならば、この法的拘束力のない問責決議案ではなく、不信任を出すべきではと思う

のですが、先ほど、不信任は、ほかな同僚議員から出されまして、結果としては否決ということになりました。

なぜ、法令違反をしているという認識なのに、不信任ではなく問責なのか、それをお答えください。

○大下議長 答弁を求めます。

山本議員。

○山本数博議員 市長も、市長になるときに、いろいろ勉強して市長になったと、こういうことを言われとった。市長の判断で執行をされてきた中で、ちょっと待ったと、違いやしませんかと、今、言いよるんですね。順番、迷わんようにやられたらどうですかというの。

市長も人の子ですから、考えを改めてもらえるんじゃないんかのいうところがあるんです。ですから、今は、法的根拠もない、市長、ちょっと考えてくださいよという問責決議案にしたんであります。

以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

1番、南澤議員。

○南澤議員 2点お伺いします。提案理由の3行目に、誘致に至る全体計画を議会に説明しとあり、また、8行目にも、議会には全容の説明のない中で事業を開始しているとあります。

議会には、執行部が議案を提出したときに説明がされていると認識しております。また、疑問点があれば、質疑で問い合わせができるというふうに考えておりますが、それでは不十分とお考えでしょうか。これが1点目です。

2点目、法令違反と考えていらっしゃって、なぜ問責なのか、なぜ不信任ではないのかという質疑に対して、ちょっと違うのでは、考えを改めてもらえるのではないかというふうな答弁でしたが、既に専決処分については不承認という形で、市長に措置を求めるような手続を取られています。その措置でいいのではないかと思うんですけども、ちょっと違うのではないか、考えを改めてもらえるという機会は、その措置、不承認で十分ではないかと思うんですが、なぜ問責なんでしょうか。2点、お伺いします。

○大下議長 答弁を求めます。

山本議員。

○山本数博議員 提出が不十分という理由は、今、市長は専決処分をして、その後、補正予算を正規に出してきたと。これで補正予算の段階で議論すればええじゃないかと、こういう質問だったと思うんですが、私が言いよるのは、企業誘致に当たっての全体の計画、それを、まず最初に議会へ説明して、そして、一番最初に言った設計費が要るんです。で、それを承認してくれと、そういう段階を踏んだ手続をすべきだと。聞いてみたら、もう設計しよるんです。企業誘致に当たって設計しよる。設計するのに入って

もらうとこを改装せにやいけんのです。設計やったら3,300万要るんです、認めてください。

この企業誘致そのものを、議会が、いいじやないか、やれやという会を持たずに進められとった。ここが問題じやいうて、言いよるんですね。これが不十分じやいう。そういうことを言うとるんですが、そういう中で、もう専決処分したことを駄目だと、不承認じや言うたんじやけ、あとは続きやりやあええじやないかと。補正予算の提案のときに、十分中身を議論すりやあいいじやないか。十分中身を議論する言うて、全体計画は説明ないですよ。そこで否決をしても、あと、問題になつとった、何で公有財産じやのに公募をしとらんのか、そこらもまだ疑問が解けとらんのですね。で、どうして商業施設を呼ぶのに、あこまで3,300万出さにやいけんのか。

冒頭から、私が言いよるのは、企業誘致の関係で良品計画に来てもらうようになりましたと。で、協議の結果、内装工事、市のはうが持たにやいけんようになりますと。あと、店構えは良品計画がやります。費用はこんだけです。

で、何で良品計画の1社に決まったんかいということを、こういう手続の中から1社に決めました、こちらが明らかにした上で、まだまだありますよ。事業効果、で、市町への影響。

質問されておりましたが、そういうことを、議論をして、じゃあいいことだけやりなさいよと、スタートしなさいと、これが執行部と議会の役割を地方自治法で書いてあると、こういうことを訴えよるんです。

で、そのことを、今日この議論の中で、市長が反省されて、今度から事業執行のときに、では地方自治法に準じた順番を追つた手続をするんでと、こういうことをしてくれてるなんいかないかと思うがあって、今は問責で市長に考えを改めてもらおうということで、言いよるわけです。

以上であります。

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

金行議員。

1点、提出者山本議員にお聞きします。

山本議員が法令違反と言われましたよね。これは、私は大きな法令違反というのは、大事なことだと思います。そのことを山本議員にお聞きしますが、賛成者の方もいらっしゃいますよね。それは賛成者の方も、そういうことを同意されているのか、ただ、山本議員が思われただけなのか、その1点をお聞きします。

答弁を求めます。

山本議員。

賛成者の方は、法令違反いうことの、私は確認はしておりませんけど、手続に問題があると。先ほど言いましたよね。市長は事件をまとめて議会へかけにやいけんということのがあるんですが、かける手続は定例会

- または臨時会、それにかけにやいけんということになりますね。
- 大下議長　　山本議員に申し上げます。質疑に対しての答弁だけで、簡潔にお願いいたします。
- 山本数博議員　　賛成者は納得されるとと思います。
- 以上です。
- 大下議長　　答弁を終わります。
- ほかに質疑はありませんか。
- 南澤議員。
- 南澤議員　　先ほどの質疑の追加を行います。
- 疑問点は会期中の質疑で解消すればいいんではないか、事業効果がどうなのかとか、市町への影響はどうなのかとかいった点は、委員会の質疑の中で議論が可能だと思うのですが、なぜ、そこで十分な質疑をされないのか。
- で、そこで質疑をされないのであれば、どこでこういったことに対する説明を受けるべきなのか、お答えください。
- 大下議長　　答弁をお願いします。
- 山本議員。
- 分かっていただけないでどうかね。議会いうのは何のためにあるのか。執行部いうのは何のためにあるのか。
- 今、執行部は、我々に企業誘致のことをどういう形で出してきたのかといったら、もうやりりますよと、企業誘致始めました。だから、改修費を認めてくださいと。
- 私が言いよるは、企業誘致の全貌が分かった段階で、企業誘致の効果、そして、市が持ち出さにやいけん金額、不明だったらこういうものを出すような、市の持ち出しがありますと、この事業全体を、前もって議会で言われるべき。前もっていいうのは、この例で言いますと、設計費を予算するときですね。たちまち設計費が要りますと。この企業誘致の始まりが、そこででしょう。そこの議会があつて、全貌を話をして、執行するのには、まず設計費が要るんです、それを認めてくださいと。これがあつてしかるべきだったということですね。
- 以上です。
- 大下議長　　答弁を終わります。
- ほかに質疑はありませんか。
- (「質疑に答えてもらっていない」の声あり)
- 大下議長　　ほかに質疑はありませんね。
- (「いやいや、答えてないじゃないですか」の声あり)
- 大下議長　　山本議員も、質疑に対して簡潔にお願いいたします。
- 質疑も同じような重複した質疑になつてますので、まとめて。
- (「違いますよ」の声あり)
- 大下議長　　違いません。
- ほかに質疑はありませんか。

- (「質疑に答えてもらえない」の声あり)
- 大下議長 答えたろう。  
いいですか。ほかに質疑はありませんか。
- 田邊議員。すみません、今の説明を聞いてて、ちょっと分からなくなつたので、1点だけお聞かせください。
- 法令違反という認識は、179条で専決処分を行つたことが法令違反だという認識なんでしょうか。それとも、議会全体の計画を議会に説明しなかつたから法令違反だという認識なんでしょうか。そこをちょっと教えていただきたいです。
- 大下議長 答弁を求めます。
- 山本議員。 しいて言えば、専決処分もそうなりますね。時間があるのに、時間がないけやつたいうところも判断の間違い。で、こういう事業をやるときには、149条をスタートに、臨時会・定例会を正規のルートで手続をすべきだったということを言うております。
- 以上です。
- 大下議長 答弁を終わります。  
ほかに質疑、ありますか。
- 熊高議員。 今の山本議員の答弁を聞いて、なかなか理解できんなと思います。
- 専決処分が不適切であったというふうなおっしゃり方をしますけども、山本議員は、もともと安芸高田市の部長までやられた方ですから、市の行政のことは十分理解をされておるんだとは思いますけども、今回の良品計画、いろいろ議論の中でもありましたが、大手の上場企業ですね、その民間との交渉というのをどのようにやってきたかというのを、補正予算も含めて否決をした後に、その経過というのは調べられましたか。まずはお伺いします。
- 大下議長 熊高議員に申し上げます。これは提案書に対しての質疑になりますので、それから外れてませんか。
- 熊高議員 外れてません。
- 大下議長 じゃあ、答弁をお願いします。
- 山本議員。 今の質問を聞いて、啞然としたんですが、提案者からそういったるる詳しい説明を冒頭に議会へ説明すべきじやいことを、ずっと話しつぶつですね。何で私が調べにやいけんのですか。
- 以上で終わります。
- 大下議長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。
- 熊高議員。 そもそも、専決処分ということの認識が少しずれておるんじゃないかな

なという気がします。それで、民間との交渉のやり取りが専決をせざるを得ん、厳しい交渉の中にあったというふうに、私はこれまでの民間のいろんな取組を見てきた中で思っております。

私も、後ほど専決をするだけの必要性があったのかということを確認するために、職員の皆さんや道の駅の関係者、いろいろ状況を把握するために聞いてまいりました。

しかも、市民の、特に若手の皆さんが、無印良品と共に新しい商品づくりをして、良品計画の中のチャンネルで販路を見出していく、こういうことを1年余り、2年近くかけて協議をしてきたんですね。

で、民間との協議というのは、いろいろ守秘義務もありますし、本当に詰まったところでないと、そういった情報をオープンできないということもあるんですね。

私は、執行部がそういった説明をしたのを十分聞かせていただき、ああ、そういう状況であれば、専決という形でないと、12月の店舗のオープンというのに難しいんだろう。そのために、先ほど申し上げたように、いろいろな準備の経緯というのも調べさせていただきました。そういうところも、議員としては、いろいろ調べる必要があるんじゃないかと思います。

専決について言えば、地方自治法の113条、昭和22年から始まっていますが、平成18年に第28次地方制度調査会の答申を踏まえて議会を招集するいとまがないと認められるときというふうに、18年に決まっています。が、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたときは、これができますよということになります。

執行部の説明を聞いて、私は十分それで納得をできました。皆さんが納得できないというのが、私は納得できないぐらいです。

しかも、通年議会をすれば、専決というものはなくなってくるんですね。あえて言えば、宍戸議長さんが議長になられるときに、通年議会をしましようと、ああ、それはいいことですと、私も賛成しました。

しかし、通年議会というのは…。

○大下議長 熊高議員に申し上げます。質疑になってませんので、提案書に対して提案者に質疑をしてください。

○熊高議員 そういうことなんで。

○大下議長 それておりますので、お願いいいたします。

○熊高議員 通年議会というのをすれば、専決処分というものもなくなってくるんです。そういう取組を、皆さんはされたんですか。お伺いします。

○大下議長 答弁がありますか。

○山本数博議員 ないです。分からん。

○大下議長 質疑になってませんので、答弁はないということです。

○大下議長 ほかに質疑はありませんか。

○大下議長 2回目でも、質疑になってないから答弁ができないと言ってるんです

よ。

ほかに質疑はありませんか。

南澤議員。

○南澤議員

先ほど、答弁いただけなかったので、再度お伺いします。

なぜ問責なのか、なぜ不信任ではないのかという問い合わせに対して、ちょっと違うのではないか。市長に考えを改めてもらいたいというような答弁でした。

議員必携の専決処分の項を見ると、市長が主觀的に時間的余裕がないとして専決処分をしたというようなことがあれば、議会としては毅然たる態度で不承認として、町村長、市長に反省を与え今後、戒めるべきであると、こう書いてあります。それに対して、市長は速やかに必要と認める措置を講じ、議会に報告することになっております。

不承認にしたことで目的は果たせるのではないかと思いますが、なぜ問責決議なのか、なぜ不信任ではないのか、改めてお伺いします。

○大下議長

答弁を求めます。

山本議員。

○山本数博議員

なかなか伝わらんのって、思いよるんですが、この誘致事業は、事業じゃないんかということを、さっきから言いよんですね。で、市の政策的な事業というふうに説明したんですが、政策的な事業いうのは、企業を誘致して安芸高田市のためになるんじゃと。それでなけりや呼びませんから。

この大きな誘致をするためには、安芸高田市の経費も伴うということを説明してから、この事業をスタートすべきじゃったということを言よいよるんです。

ふた開けて見たら、専決処分で設計書をもう出したんです。設計が済みました、あと3,300万の改修費が要るんです、認めてください。もう事業を始めるとるじゃないですか。

山本議員、質疑に対しての答弁だけでお願いいたします。

いや、今、しっかり言いよるんだがね。

簡潔にお願いいたします。

事業を始めるんだったら、最初から議会で説明して、予算が要ることを、全容を説明した上で始めるべきじゃと、こういうことを言よいよんです。

あなた、言いよってのは、始めとるけ、質問したらええじゃないですかということを言よいよるんよね。それじゃあ納得できませんよ。

(「そこで、なぜ問責なのかっていうこと聞いてます」の声あり)

○大下議長

南澤議員に申し上げます。なぜ問責なのかというのは、山本議員はもうしゃべってますよ、もう。答弁しております。ちゃんと聞いてくださいよ。聞いてないですか。

(「聞いてないです」の声あり)

○大下議長

いやいや、それは。そうです、田邊議員にしてますよ。

違いませんよ、それは。

ほかに質疑はありますか。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第5号「石丸伸二市長に対する問責決議について」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○大下議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第13 議員派遣の件について

○大下議長 日程第13、「議員派遣の件について」を議題といたします。

議員派遣については、会議規則第167条の規定により、お手元に配付しておりますとおり決定したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第14 閉会中の継続調査の件について

○大下議長 日程第14、「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から所管事務につき、閉会中の継続調査の申出が提出されております。

本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和5年第2回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

午前11時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員